

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**平成 28 年 1 月 29 日 答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1 件

**厚生年金保険関係** 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500587 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（脱）第 1500006 号

## 第1 結論

昭和 25 年 10 月 1 日から昭和 39 年 10 月 12 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基 础 年 金 番 号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 25 年 10 月 1 日から昭和 39 年 10 月 12 日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。しかし、脱退手当金の請求手続を行った記憶はないし、受給した記憶もないでの、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が勤務していた A 事業所（現在は、B 事業所）に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、請求者が同所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 39 年 10 月 12 日）から約 3 か月後の昭和 40 年 1 月 8 日に支給決定されている上、請求者が請求期間のうち昭和 25 年 10 月 1 日から昭和 36 年 5 月 2 日まで勤務していた C 局に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和 40 年 1 月 8 日より前の昭和 39 年 11 月 24 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の支給庁である社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記被保険者名簿に記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である昭和 39 年 10 月 12 日の前後 3 年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A 事業所において脱退手当金の受給資格を有する請求者を除く 52 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、45 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 30 人が被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、当該 45 人のうち同一日に支給決定されている者が 7 組 16 人確認できることなどを踏まえると、同所では、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたと考えられ、請求者の脱退手当金についても、事業主による代

理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。